

市政トピックス

小学校新入学の保護者の皆さんへ

平成15年4月22日から平成16年4月1日までに生まれたお子さんは、4月から小学校へ入学します。対象となるお子さんのいる家庭へは、入学するお子さんの氏名・小学校名・入学式の日付などを明記した入学通知書を、1月下旬頃（幼稚園・保育園に在園の方は各幼稚園・保育園を通して）送付します。

入学通知書が届かないときや、3月31日までに転出・転入・転居

を予定している方は、学校経営グループへご連絡ください。

また、外国籍のお子さんは、保護者の方が希望すれば入学できます。詳しくは、問い合わせさせていただきます。

問合せ先
教育委員会学校経営グループ
☎52-11111（内線31）

子ども医療費受給者証 提示のお願い

◆1月診療分から子ども医療費助成費を出生から中学卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しました。

対象となるお子さん（小学1年生から中学卒業年（15歳）の3月31日までのお子さんのうち、障害者医療費または母子家庭等医療費を受給していないお子さん）のいるご家庭で、子ども医療費受給者証交付申請書を提出いただいたご家庭には12月中に子ども医療費受給者証を送付しました。

1月1日以降、医療機関で受診する時は、健康保険証とともに必ず受給者証を提示してください。自己負担分が無料になります。（ただし、保険適用外の治療費などについては自己負担となります）

受給者証が届いていない場合は、市民窓口グループに問い合わせてください。

就学前のお子さんは、現在お持ちの子ども医療費受給者証をそのままご使用ください。（年齢拡大後の受給者証は有効期限が切れる前に順次送付いたします。）

問合せ先
市役所市民窓口グループ
☎52-11111（内線27・217）

平成22・23年度 入札参加資格申請の 定時受付開始

高浜市が発注する建設工事、設計・測量・コンサルタントなどの業務委託、物品の購入、役務などの委託、その他の契約にかかる競争入札に参加する方の入札参加資格申請の受付を行います。

申請受付期間 1月4日（月）～2月15日（月）

申請方法 「あいち電子調達共同システム」より電子申請を行ってください。

○建設・コンサル関係
<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

○物品・役務関係
<http://www.buppin.e-aichi.jp/>

※市役所の窓口・郵送による申請の受付は行いません。

申請要領の配布 申請受付期間中、行政契約グループの窓口で配布します。

問合せ先
市役所行政契約グループ
☎52-11111

プラスチック製容器包装 収集品目の取り扱い変更

4月1日から、プラスチック製容器包装の分別収集品目を9ペーシの図のとおり変更します。

1月から試行期間として、トレイ・発泡スチロールとプラスチック製容器包装を同じコンテナへ入れてください。



このマークが付いているプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。

なお、収集場所は、従来どおりの各分別収集拠点です。

問合せ先
市役所市民生活グループ
☎52-11111（内線264）

プラスチック製容器包装の収集品目の取り扱い変更について

【現行】

【変更後】平成22年4月1日～

第2・4週

① トレー・発泡スチロール

トロボ箱、発泡スチロール緩衝材(PS)、白色トレー(PS)、色付きトレー(PS)、カップ種の容器(PS)

第1・2・3・4週

⑤ プラスチック製容器包装

このマークのあるプラスチック製の容器

ボトル類、レジ袋・ポリ袋・ラップ類、トレー類(PP)、ネット類、プラ製キャップ

変更

試行期間（平成22年1月～3月）

変更

廃止

⑤ プラスチック製容器包装 第1・2・3・4週

トロボ箱(20cm程度に割って出す)、発泡スチロール緩衝材(PS)、白色トレー(PS)、色付きトレー(PS)、カップ種の容器(PS)

このマークのあるプラスチック製の容器

ボトル類、レジ袋・ポリ袋・ラップ類、トレー類(PP)、ネット類、プラ製キャップ

【ワンポイントアドバイス】

- ☆シャンプー容器やマヨネーズ、食用油、化粧品のプラスチック容器は、中身を使い切り、軽くすすぐ程度でOKです。（中身がたれない！残っていないように！）
- ☆のりづけされたラベルは、はがさなくてもOKです！
- ☆発泡スチロール製のりんごや桃などを包んだ網・ネット類、緩衝材はOKです！（形状にかかわらず、包装の一部であればOK）
- ☆容器包装そのものに⑤マークがなくても、外袋や外箱などにまとめて表示されている場合もありますので、ご確認ください。

（ご注意ください）

- ★軽く洗っても汚れが落ちないものや中身がたれたり、残ってしまうものは「可燃ごみ」へ
- ★シャンプーボトルのポンプ部分で「スプリング入り」は「不燃ごみ」へ
- ★洗剤箱の中にある「計量スプーン」や弁当についてくる「スプーン」「フォーク」「ストロー」などは、プラスチック製容器包装リサイクルの対象外ですので「不燃ごみ」へ

分別のポイント

このマークのあるプラスチック製の容器は、すべて「⑤プラスチック製容器包装」へお出しください。

◇プラマークの横に「PP」・「PS」などと表示してありますが、これは、商品に使用されているプラスチックの種類を表示しています。「PP（ポリプロピレン）」、「PS（ポリスチレン）」など、いろいろな種類がありますが、プラマーク表示があるものであれば「⑤プラスチック製容器包装」としてお出しください。